

北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月7日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

**管理者署名**

北上地区消防組合条例第1号

北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

議案第7号

北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合火災予防条例（昭和49年北上地区消防組合条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)</p> <p>第29条の4 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令<u>第37条第7号から第7号の3</u>までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。</p> <p>5 [略]</p>	<p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)</p> <p>第29条の4 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令<u>第37条第4号から第6号</u>までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。</p> <p>5 [略]</p>

(設置の免除)

第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。

(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（表示温度75度以下で作動時間が60秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い当該技術上の基準の例により設置したとき。

(2)～(5) [略]

(6) [略]

(設置の免除)

第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。

(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（表示温度75度以下で種別が1種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い当該技術上の基準の例により設置したとき。

(2)～(5) [略]

(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(7) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

令和元年6月7日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高橋 敏彦

#### 提案理由

不正競争防止法の一部改正に伴い、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めること、及び住宅用防災機器等を設置しないことができる場合としての要件を追加するほか、所要の改正をしようとするものである。